

千葉県警察本部総合評価技術審査会設置要綱の制定について

平成19年10月1日
例規(会)第80号
警察本部長

(沿革) 平成25年8月例規(会)第46号

各部長・参事官・所属長
見出しの要綱を下記のとおり定めたので、適切な運用に努められたい。
記

1 趣旨

この要綱は、千葉県警察本部総合評価技術審査会(以下「技術審査会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 任務

技術審査会は、総合評価落札方式(予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち、価格その他の条件が最も有利なものをもって申し込みをしたものを落札者とする方式をいう。)に係る次の審査を行う。

- (1)技術提案の評価方法に関すること。
- (2)技術提案の評価に関すること。

3 審査依頼

技術提案の評価方法及び評価を決定しようとする者は、技術審査会の審査を受けなければならない。

4 組織

技術審査会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

5 委員長及び副委員長

- (1)委員長は、総務部長、副委員長は、総務部参事官の職にある者をもって充てる。
- (2)委員長は、技術審査会を代表し、会務を総理する。
- (3)委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- (4)副委員長に事故があるときは、委員長の指定した者がその職務を代理する。

6 委員

- (1)委員は、総務部会計課長及び交通部交通規制課長の職にある者をもって充てる。
- (2)委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員に指名することができる。
- (3)委員に事故があるときは、当該委員の指定した者がその職務を代理する。

7 会議

- (1)会議は、必要に応じて委員長が招集する。
- (2)会議は、副委員長及び委員半数以上の出席がなければ開くことができない。
- (3)会議の議長は、委員長をもって充てる。
- (4)会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

8 庶務

技術審査会の庶務は、総務部会計課において行う。

9 秘密の保持

技術審査会の会務内容等の漏えい防止に努めるとともに、その取り扱いには十分注意しなければならない。